

## 市第 37 号議案 横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会条例の制定

## 1 趣旨

新市庁舎整備を契機とした関内駅周辺地区の活性化を図るため、公民連携によるまちづくりを進めています。現市庁舎、現市庁舎街区及び教育文化センター跡地を事業提案型の公募により有効に活用し、市役所移転を契機とした関内・関外地区の活性化を推進する事業の適正な実施を図るため、市長の附属機関として、審査委員会を設置します。

## 2 審査委員会の概要

## (1) 所掌事務

- ・ 事業実施方針に関する事項
- ・ 公募要綱の策定及び事業者の提案審査・選定に関する事項
- ・ その他（港町民間街区との連携等）

## (2) 委員構成

学識経験者等 10 人以内

（都市計画、防災、歴史及び経済分野等）

## (3) 施行予定日

平成 28 年 9 月 26 日



## 3 今後の予定

- |           |   |
|-----------|---|
| 28年度 11月～ | 第1回審査委員会で事業実施方針素案の検討<br>市民意見募集、サウンディング調査等実施 |
|           | 第2回審査委員会で事業実施方針案の検討                         |
| 3月        | 事業実施方針策定                                    |
| 29年度～     | 公募要綱策定・事業者公募                                |
| 32年度      | 市庁舎移転                                       |

(参考) 土地活用の方向性 (平成 28 年 4 月 8 日公表)

## 1 土地活用の基本的な考え方

国内外に強みのある研究を行う大学・大学院等の立地により、関連する産業・研究機関の集積と人材育成を図り、国際的な産学連携拠点の形成を目指します。

これにより、開港の地にふさわしい新たな価値の創造と都市ブランドを確立し、本市の国際化と経済活性化を推進します。

都心臨海部再生の動き (山下ふ頭開発や新たな交通の導入等) や既成市街地・横浜文化体育館再整備・横浜スタジアムと連携した 観光・集客の拠点形成を目指します。

これにより、都心の新しい活力をつくる賑わいと観光回遊の拠点形成による関内・関外地区の結節点を強化します。

## 2 事業手法

- ・ 公民連携を基本に、役割分担や公有地活用等の事業の仕組み・制度設計等を検討します。
- ・ 現市庁舎行政棟は関内の歴史を継承する施設として活用を基本に利用計画を検討します。
- ・ 教育文化センター跡地は、解体物件付の土地売却を基本に検討します。

